

「緑の環境をつくり育てる条例」第9条に基づく建築物の緑化協議 緑化完了届出書の作成の手引

横浜市 環境創造局 みどりアップ推進課
公園緑化協議担当
TEL 671-3946

URL <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kyogi/ryokukakyoug.html>

緑化協議に基づく工事の完了後は、緑化完了届出書（以下、「完了届出書」という。）の提出が必要になります。工事完了後は、速やかに完了届出書を提出してください。

- 完了届出書の提出、受領及び相談は午前中にお願いします。
午後は担当者が会議、検査等で不在になることがあります。
- 緑化協議結果通知書等の記載どおりに緑化施設が設置されていることを確認のうえ、完了届出書を提出してください。なお、緑化協議成立後に緑化施設の形状や種別を変更する場合は、緑化協議の取下げと新たな緑化協議が必要となります。
- 建築敷地面積 2,000 m²以上の緑化協議は、現地確認を行います。建築敷地面積 2,000 m²未満の緑化協議は、現地確認を行わず、写真で緑化施設の完了確認をします。なお、完了届出書に添付する写真については、「2 完了届出書の確認方法について」をご参照ください。
- 完了届出書の受付時に、受領書（完了届出書の写し）をお渡しいたしますので、受領等の際は必ずご持参ください。
現地確認後（現地確認を行わない場合は、完了届出書受理後）、訂正等がなければ約1週間後に工事完了の確認ができたことを電話でご連絡します。当課が確認印を押印した完了届出書（副本）を1部返却いたしますので、当課窓口へお越しください。
- 緑化協議の申出者と完了届出者が異なる場合は、建築確認申請の名義変更届出書等の写しを添付してください。

1 完了届出書の作成について

緑化完了届出書（第4号様式）の正本1部及び副本1部にそれぞれ次の表に掲げる図書を添えて提出してください。

- ※ 各図面には正しい縮尺を記載してください。また、図面を出力した際、図面が縮んでいないか三角スケール等で確認してください。
- ※ 完了届出書に必要な様式は、横浜市環境創造局の「緑化協議」のホームページからダウンロードできます。

URL <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kyogi/ryokukakyoug.html>

【完了届出書の添付図書】

図書の種類	明示しなければならない事項及び注意点
配置図	<ul style="list-style-type: none">・縮尺、方位、敷地の境界線（必要に応じて地盤高）、敷地内における工作物の配置並びに緑化施設の配置、種別、面積及び植栽内容（植物の種類、規格、数量）を記載してください。・屋根やバルコニーの張り出しがある場合は、その範囲を記載してください。・壁面緑化を行った場合は、対象としている建築物の外壁を朱線で明示してください。
緑化施設求積図	<ul style="list-style-type: none">・緑化施設の求積に必要な緑化施設の各部分の寸法及び算式を記載してください。・CAD求積による場合は、「CAD求積」など求積方法及び緑化施設の寸法を明示してください。・三斜法等による場合は、求積表を明示してください。・緑化施設ごとの面積を小数第2位まで算出してください。（第3位以下を切り捨て）・緑化施設的面積から控除している雨水・汚水桝、看板等がある場合は、緑化施設ごとに控除物の位置、規格、数量及び面積等を明示してください。
面積算出表 （緑化協議用）	<ul style="list-style-type: none">・緑化施設的面積及び必要な算式を記載してください。・書ききれない場合は、内訳表を作成して添付してください。 <p>※算出表は横浜市のホームページからダウンロードできません。</p>

(次項に続きます)

緑化施設の写真	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化施設の状況が確認できる緑化施設の設置前及び工事完了後の写真を提出してください。 ・既存の緑化施設を算出対象とした場合は、建築工事後に撮影した緑化施設の写真を提出してください。 ・建築敷地面積 2,000 m²未満の場合は、上記の写真に加え、各緑化施設の寸法、樹木本数及び樹高等が確認できる写真を提出してください。既存の緑化施設を算出対象とした場合も同様です。 ・屋上緑化、壁面緑化を整備した場合は、関連施設（出入口、手すり柵やかん水設備等）の写真を添付してください。 ・写真の撮影位置が確認できる図面も添付してください。
構造詳細図 立面図 断面図	壁面及び屋上に緑化を行った部分の建築物の立・断面図、緑化施設の断面図及び構造図等を添付してください。

2 完了届出書の確認方法について

(1) 建築敷地面積が 2,000 m²以上の場合

ア 確認方法

現地確認を行います。現地確認は原則として届出を受理した翌週の木曜日の午後に行います。金曜日の午前中までに受け付けた完了届出書については、翌週の月曜日までに現地確認の日時を電話でご連絡します。

イ 提出する写真

各緑化施設の設置前及び工事完了後の状況が確認できるものを提出してください。

※ 完了届出書の現地確認の時期は、建築の完了検査とは関連していません。

(2) 建築敷地面積が 2,000 m²未満の場合

ア 確認方法

現地確認を行わず、写真で緑化施設の完了確認をします。

イ 提出する写真

各緑化施設の設置前及び工事完了後の状況が確認できるものを提出してください。また、次に掲げる写真を提出してください。

(ア) 各緑化施設の寸法が確認できる写真

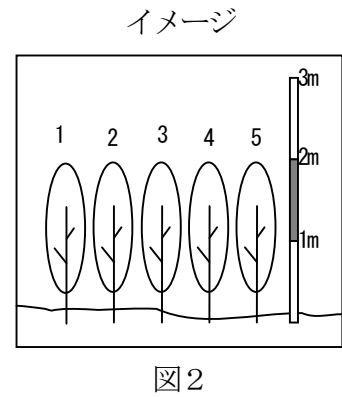
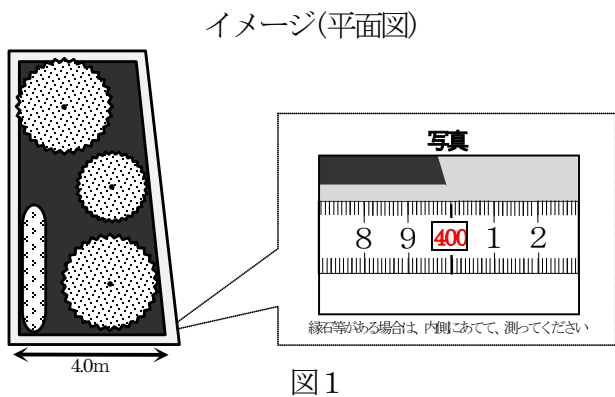
各緑化施設に巻尺等をあて、始点と終点が写っている写真及び巻尺の目盛がはっきりと確認できる写真 (図1参照)

(イ) 樹木の本数及び樹高が確認できる写真

樹木に箱尺等をあて、樹高及び本数が確認できる写真 (図2参照)

※ 芝等及び花壇等の場合は、 m^2 当たりの株数が確認できる写真を提出してください。

※ 低木の植込み、生垣及び地被植栽地等の樹木本数や株数が多く、写真で本数等を確認するのが難しい場合は、出荷証明書や納品書等の写しも併せて提出してください。



3 緑化認定ラベルの取得について

基準以上の緑化の工事完了が確認できた建築物については、「建築物緑化認定証」と「緑化認定ラベル」を取得することができます。「緑化認定ラベル」のランクには、5%から30%まであります。請求に関しては、「建築物緑化認定証」、「緑化認定ラベル」発行の手引【緑化認定手引書 No. 1】を参照し、請求してください。

【緑化認定ラベルのランク】

緑化率	5%以上 10%未満	10%以上 15%未満	15%以上 20%未満	20%以上 25%未満	25%以上 30%未満	30%以上
ランク						